

屋外保管事業場の設置に係る事前審査要領

1 目的

この要領は、茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項に定める屋外保管事業場の設置許可に係る事前審査に関し必要な事項を定め、屋外保管事業場の設置許可に係る事務の適正かつ円滑な執行を図るとともに、もって再生資源物の屋外保管の適正化を推進し、県民の安全及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の定義は、条例及び茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例施行規則（令和6年茨城県規則第26号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村長 3による知事の審査に係る屋外保管事業場の敷地を管轄する市町村の長をいう。
- (2) 周辺住民等 条例第6条第3項で定める説明会の対象者（屋外保管事業場の周辺地域の住民その他の者）。屋外保管事業場が設置される敷地の境界から、300メートル以内の居住者、勤務者、又は日常生活上使用する土地、建物、工作物を有する者をいう。

3 事前審査の対象者

条例第6条第1項に定める屋外保管事業場を設置しようとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、知事の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。

4 事前審査の内容

知事は、次に掲げる事項について、その適否を審査するものとする。

- (1) 屋外保管事業場の構造及び設備等に関する事項
- (2) 屋外保管事業場における災害の防止及び生活環境の保全に関する事項
- (3) 屋外保管事業場を設置する土地の使用権原に関する事項
- (4) 周辺住民に対する説明会の予定や説明内容に関する事項
- (5) 屋外保管事業場周辺の生活環境の保全に関する事項
- (6) 地滑り又は土砂崩れ等の災害の発生防止に関する事項
- (7) 屋外保管事業場周辺の土地利用計画との整合に関する事項
- (8) 他法令の手續に関する事項
- (9) その他知事が必要と認める事項

5 住民説明会の開催

- (1) 条例第6条第3項に定める知事が必要と認める事項は次のとおりとする。
 - ア 屋外保管事業場の構造及び設備

- イ 屋外保管事業場の営業時間
 - ウ 再生資源物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - エ 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - オ 火災の発生の防止に関する事項
 - カ 騒音又は振動等の発生の防止に関する事項
 - キ その他屋外保管事業場の災害の防止に関する事項
 - ク その他生活環境の保全に関し市町村長が必要と認める事項
- (2) 事業計画者は、7 (1) ウの市町村意見書の通知を受けた後、条例第6条第3項に定める周辺住民等への説明会（以下「住民説明会」という。）の予定や説明内容について、市町村長と協議し、了解を得るものとする。
- (3) 事業計画者は、(2)により市町村長の了解を得た後、住民説明会を開催し、その結果を書面により市町村長に報告するものとする。
- (4) 市町村長は、(3)により事業計画者から報告を受けたときに、事業計画者が(2)の協議内容どおりに住民説明会を実施したと認められるときは、その旨を書面により事業計画者に通知するものとする。
- (5) 市町村長は、(4)において、事業計画者が(2)の協議内容どおりに住民説明会を実施したと認められないときは、速やかにその旨及びその理由を書面により事業計画者に通知するとともに、再度の住民説明会の開催その他必要な周知措置を講じること事業計画者に指示するものとする。

6 立地条件

事業計画者は、災害の防止や自然環境の保全を図るため、次に掲げる区域、地域、地区又は土地に該当する場所に屋外保管事業場を設置する場合には、それらの法令等を所管する行政機関と協議しなければならない。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項及び第2項並びに第72条の規定による自然公園区域
- (2) 茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第11条の規定による特別地域及び第21条の規定による普通地域
- (3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項及び茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第3条第1項の規定による自然環境保全地域
- (4) 茨城県自然環境保全条例第10条第1項の規定による緑地環境保全地域
- (5) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定による近郊緑地保全区域
- (6) 都市計画法第8条第1項第7号の規定による風致地区
- (7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区
- (8) 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定による海岸保全区域
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により保安林として指定された土地
- (10) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地

- (11) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定による地すべり防止区域
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域
- (13) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定された土地、同法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地、同法第 109 条第 1 項の規定により史跡名勝天然記念物に指定された記念物の存する地域及び同法第 143 条第 1 項の規定による伝統的建築物群保存地区
- (14) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 54 条第 1 項の規定による河川保全区域
- (15) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定による緑地保全区域

7 事前審査の手続

(1) 事業計画書の提出等

ア 事業計画者は、事前審査を受けようとするときは、屋外保管事業場の設置に係る事業計画書（様式第 1 号。以下「事業計画書」という。）正本 1 部及び副本 2 部（敷地が複数の市町村の区域を含む場合は、該当市町村数に 1 を足した部数）並びに立地調書（様式第 2 号）14 部を知事に提出しなければならない。

イ 知事は、アにより事業計画書の提出があったときは、市町村長に事業計画書（副本 1 部）を送付するとともに、当該事業計画に関する意見を求めるものとする。

ウ 市町村長は、イにより意見を求められたときは、住民説明会の範囲、土地利用計画上の整合性及び屋外保管事業場周辺的生活環境への配慮が必要な事項について、市町村意見書（様式第 3 号）により、知事に回答するとともに、事業計画者に通知するものとする。

エ 市町村長は、2（2）に定める者以外の者についても住民説明会の対象とするとき、又は 2（2）に定める者の一部若しくは全部の者について住民説明会の対象としない取扱いをするときは、（1）ウの通知を行う前に知事と協議して了解を求めるものとする。

オ 市町村長が（1）ウにより意見書を事業計画者に通知した後、市町村長は、土地利用計画との整合性及び屋外保管事業場周辺的生活環境の保全に関する配慮について、事業計画者を指導するものとする。

(2) 現地調査の実施

知事は、（1）アにより事業計画書の提出があったときは、計画地の現地調査を行うものとする。この場合において、知事は市町村長に協力を求めることができる。

(3) 立地調書の照会等

ア 知事は、（1）アにより立地調書の提出があったときは、別表に定める関係課に立地調書を送付し、関係課から屋外保管事業場の立地規制等に係る確認（様式第 4 号）を受けるものとする。

イ 知事は、アの結果をまとめた立地規制意見書（様式第 5 号）を、事業計画者に送付するものとする。

(4) 市町村意見書及び立地規制意見書に係る調整状況の確認

事業計画者は、市町村意見書及び立地規制意見書の内容について、市町村及び関係課と協議した結果を他法令等確認報告書（様式第6号）に記載し知事に提出するものとする。

(5) 事前審査の終了

知事は、事業計画書及び他法令等確認報告書の内容を確認し、4に掲げる事項について適正と認めるときは、事前審査終了通知書（様式第7号）を事業計画者に送付するとともに、その写しを市町村長及び（3）アで協議・調整が必要な旨を回答した関係課に送付するものとする。

(6) 事前審査の手順

事前審査の基本的な手順は、別図のとおりとする。

8 事前審査の失効

(1) 市町村意見書の送付日から起算して3年以内に事業計画者から他法令等確認報告書の提出が無い場合は、事業計画書は取り下げられたものとみなす。

(2) 屋外保管事業場設置許可申請書の提出は、事前審査終了通知書の送付日から起算して5年以内に行うものとする。

付 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

	関係課	所管法令等
1	政策企画部地域振興課	国土利用計画法、大規模土地開発事業の事前協議制度
2	政策企画部水政課	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例
3	県民生活環境部環境政策課	自然公園法、自然公園条例、自然環境保全法、自然環境保全条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、環境影響評価法、環境影響評価条例
4	県民生活環境部環境対策課	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例、湖沼水質保全特別措置法、霞ヶ浦水質保全条例
5	県民生活環境部資源循環推進課	土壌汚染対策法
6	防災・危機管理部消防安全課	消防法、石油コンビナート等災害防止法
7	産業戦略部技術振興局 技術革新課	採石法、砂利採取法
8	農林水産部農業政策課	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
9	農林水産部林政課	森林法
10	土木部河川課	河川法、海岸法、砂防法、地すべり防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
11	土木部都市局建築指導課	都市計画法、建築基準法、茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例
12	教育庁総務企画部文化課	文化財保護法
13	県民生活環境部環境政策課 県央環境保全室	設置予定地が所管する区域である場合
14	県北県民センター環境・保安課	設置予定地が所管する区域である場合
15	鹿行県民センター環境・保安課	設置予定地が所管する区域である場合
16	県南県民センター環境・保安課	設置予定地が所管する区域である場合
17	県西県民センター環境・保安課	設置予定地が所管する区域である場合

別 図

屋外保管事業場の設置許可に係る事前審査手順図

